

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1	浜名漁業協同組合(財政援助団体監査) ・ 監査対象補助金 浜松市水産振興事業費補助金(平成28年度分) ・ 補助金の所管課 産業部 農業水産課
2	砂川共同製茶組合(財政援助団体監査) ・ 監査対象補助金 浜松市環境保全型農業振興事業費補助金(平成28年度分) ・ 補助金の所管課 産業部 農業振興課
3	田河内茶業協同組合(財政援助団体監査) ・ 監査対象補助金 浜松市環境保全型農業振興事業費補助金(平成28年度分) ・ 補助金の所管課 産業部 農業振興課
4	浜松市水防団(財政援助団体監査) ・ 監査対象交付金 浜松市水防団交付金(平成28年度分) ・ 交付金の所管課 土木部 河川課
5	浜松市中学校体育連盟(財政援助団体監査) ・ 監査対象交付金 文化・スポーツ大会等運営交付金(平成28年度分) ・ 交付金の所管課 学校教育部 指導課
6	浜松まちなかマネジメント・浜松市文化振興財団共同事業体(公の施設の指定管理者監査) ・ 公の施設 浜松こども館 ・ 施設の所管課 こども家庭部 次世代育成課
7	浜松SK NKグループ(公の施設の指定管理者監査) ・ 公の施設 浜松市農村環境改善センター ・ 施設の所管課 産業部 農地整備課

第2 監査の範囲

1 財政援助団体については、平成28年度に執行された本市からの補助金及び交付金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

2 公の施設の指定管理者については、主に平成28年度及び平成29年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成29年8月1日から同年11月21日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 浜名漁業協同組合(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	浜松市水産振興事業費補助金(平成28年度分)
所管課	産業部 農業水産課
交付団体の所在地	浜松市西区舞阪町舞阪 2119 番地の19
補助金の目的	水産物の放流・資源管理・保護対策事業を促進し、本市の水産業の総合的な振興を図る。
補助金交付対象	浜名漁業協同組合が実施した放流・資源管理・保護対策事業に要する経費
補助金額	2,900,000円
補助率	1/3以内 上限額 2,900,000円

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 砂川共同製茶組合(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	浜松市環境保全型農業振興事業費補助金(平成28年度分)
所管課	産業部 農業振興課
交付団体の所在地	浜松市天竜区春野町砂川 407 番地の1
補助金の目的	自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進するための活動に取り組むことで、地域の生物多様性保全や地球温暖化防止等といった多面的機能の発揮の促進を図る。
補助金交付対象	複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)又は地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織で、農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる活動に要する経費(取組面積10a当たり8,000円)
補助金額	1,664,000円
補助率	10/10

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

3 田河内茶業協同組合(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	浜松市環境保全型農業振興事業費補助金(平成28年度分)
所管課	産業部 農業振興課
交付団体の所在地	浜松市天竜区春野町田河内334番地の1
補助金の目的	自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進するための活動に取り組むことで、地域の生物多様性保全や地球温暖化防止等といった多面的機能の発揮の促進を図る。
補助金交付対象	複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)又は地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織で、農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる活動に要する経費(取組面積10a当たり8,000円)
補助金額	1,220,000円
補助率	10/10

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

4 浜松市水防団(財政援助団体監査)

(1) 交付金の概要

交付金名	浜松市水防団交付金(平成28年度分)
所管課	土木部 河川課
交付団体の所在地	浜松市中区元城町103番地の2
交付金の目的	浜松市水防団条例第1条の規定に基づき設置した浜松市水防団の円滑な運営を図る。
交付金交付対象	浜松市水防団の運営に要する経費
交付金額	3,580,000円

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

5 浜松市中学校体育連盟(財政援助団体監査)

(1) 交付金の概要

交付金名	文化・スポーツ大会等運営交付金(平成28年度分)
所管課	学校教育部 指導課
交付団体の所在地	浜松市東区龍光町43番地
交付金の目的	浜松市中学校体育連盟の実施する対象事業について、事業の円滑な運営を図る。
交付金交付対象	各種大会の開催及び指導者養成研修に要する経費
交付金額	13,794,000円

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 浜松まちなかマネジメント・浜松市文化振興財団共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市中区千歳町 91 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松こども館
所管課	こども家庭部 次世代育成課
所在地	浜松市中区鍛冶町 100 番地の 1
施設の概要	ア 開設日 平成 13 年 11 月 22 日 イ 概要 ザザシティ浜松中央館 15 階建てのうち、5 階の一部及び 6・7 階部分 専有面積：3,829.76 m ² 5 階：ギャラリー、交流ロビー、和室、倉庫 6 階：事務室、ホール、サウンドプレイルーム 7 階：おやつ工房、ワークショップ、託児室 等
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指定管理料	98,486,743円(平成28年度) 98,531,705円(平成29年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 児童の遊びに関する設備等を管理して、その利用に供すること。 イ 人形、遊具、図書等を展示し、又は児童の利用に供すること。 ウ 児童の健全な育成に関する講演会、講習会等を開催すること。 エ 児童の健全な育成に関する情報を収集し、提供すること。 オ 児童の健全な育成に資する活動を担う指導者を育成すること。 カ 育児の相談に関すること。 キ 託児に関すること。 ク こども館分室の提供に関すること。 ケ 浜松こども館の施設及び設備の維持管理に関すること。 コ 施設の適正な管理運営のための仕様書に基づく業務に関すること。 サ 前項に掲げるもののほか、こども館の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 浜松SK NKグループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市東区丸塚町 169 番地

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市農村環境改善センター
所管課	産業部 農地整備課
所在地	浜松市西区伊左地町 1320 番地の 1
施設の概要	ア 開設日 昭和 55 年 8 月 11 日 イ 概要 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,241.90 m ² ホール、料理教室、研修室、和室、 屋外テニスコート 2 面、夜間照明設備 等
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指定管理料	13,200,000円(平成28年度) 13,300,000円(平成29年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の運営及び維持管理に関すること。 イ 管理施設条例第 3 条に規定される事業の実施に関すること。 ウ 管理施設等の適正な維持管理のための公募仕様書に記載する業務に関すること。

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

財政援助団体等監査

産業部 農地整備課、浜松SK NKグループ

施設管理に関わる業務の基準について(所管課及び団体に対するもの)

ア 浜松市農村環境改善センターの汚水処理施設維持管理業務について、浜松市農村環境改善センターの管理に関する基本協定書の汚水処理施設維持管理業務 8(5)アで、水質分析試験の総合試験を年 2 回実施し、環境計量士の証明を付した報告書を作成するように定めているが、実施していないため、同基本協定書に基づき、適正な処理をされたい。

イ 浜松市農村環境改善センターの汚水処理施設維持管理業務について、浜松市農村環境改善センターの管理に関する基本協定書の汚水処理施設維持管理業務 8(5)イ(カ)及び(キ)で、水質分析試験の簡易試験として汚泥沈殿率及び溶存酸素を実施するように定めているが、実施していないため、同基本協定書に基づき、適正な処理をされたい。